

除外率設定業種及び除外率（令和 7 年 4 月以降）

除外率設定業種	除外率
・ 非鉄金属第一次製錬・精製業 ・ 貨物運送取扱業（集配利用運送業を除く。）	5 %
・ 建設業 ・ 鉄鋼業 ・ 道路貨物運送業 ・ 郵便業（信書便事業を含む。）	1 0 %
・ 港湾運送業 ・ 警備業	1 5 %
・ 鉄道業 ・ 医療業 ・ 介護老人保健施設 ・ 介護医療院 ・ 高等教育機関	2 0 %
・ 林業（狩猟業を除く。）	2 5 %
・ 金属鉱業 ・ 児童福祉事業	3 0 %
・ 特別支援学校（専ら視覚障害者に対する教育を行う学校を除く。）	3 5 %
・ 石炭・亜炭鉱業	4 0 %
・ 道路旅客運送業 ・ 小学校	4 5 %
・ 幼稚園 ・ 幼保連携型認定こども園	5 0 %
・ 船員等による船舶運航等の事業	7 0 %